

鳥取県告示第270号

平成22年鳥取県告示第134号及び同第135号（大規模小売店舗に関する変更事項の届出について）により告示した境港ショッピングスクエアパティオに係る大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項及び同条第2項の規定に基づく変更の届出について、同法第8条第1項の規定に基づく意見書が提出されたので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成22年4月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 意見を提出した市町村
境港市
- 2 意見の概要
意見なし
- 3 縦覧に供する期間
平成22年4月27日から1月間
- 4 縦覧に供する場所
鳥取市東町一丁目220
鳥取県商工労働部経済通商総室
米子市糺町一丁目160
鳥取県西部総合事務所県民局
境港市上道町3000
境港市産業環境部商工農政課